

草津市観光物産協会公認マスコットキャラクター着ぐるみ製作委託業務 仕様書

1 業務名

草津市観光物産協会公認マスコットキャラクター着ぐるみ製作委託業務

2 目的

草津市観光物産協会公認マスコットキャラクター「おんせんどろぼう」は、一般社団法人草津市観光物産協会（以下、協会とする）が滋賀県草津市の認知度向上ならびに観光物産のPRを目的として作製したものである。本業務は、「おんせんどろぼう」の持つイメージに忠実な、市内外の多くの人から愛着を持たれる着ぐるみを製作するものである。

3 業務期間

契約締結日の翌日から令和 7 年 1 2 月 3 1 日（水）まで

4 製作物品等

(1) 着ぐるみ（1 体）

ア 日本製であること。

イ 着用時の大きさが縦 1 9 0 cm、横 1 5 0 cm（最大）程度であること。

エ 着ぐるみの表面は、ボア生地など柔らかく肌触りのよい素材であること。

オ 動きやすさや安全性に配慮し、長時間の着用に耐えられる作りにすること。

カ 型くずれ、破損、汚れのほか、洗浄による色落ちなどができるだけ発生しない素材・型を採用し、軽量化にも努めること。

キ 週に一回程度の着用で 5 年程度使用できる耐久性とすること。

ク 身長 1 5 5 ～ 1 7 5 cm 程度の演技者の着用を前提とすること。

ケ 視界を可能な限り広くし、演技者と周囲の安全に配慮すること。

コ のぞき窓は、中からは見えやすく、外からは見えないようにすること。

サ 内部の構造や演技者の体は外部から見えないようにすること。

シ 着ぐるみを外から触っても、人の体と分からないようにすること。

ス 屋内屋外ともに着用できるよう使用する素材等に配慮すること。

セ 専用の収納兼運搬用ケースを用意し、持ち運びが容易にできること。

ソ デザインの再現を行うにあたり必須であるならば、送風式でも良いものとする。

(2) 付属品等

- ア 収納兼運搬用ケース：１個（軽くて小さく、キャスター付である等、持ち運びが容易なものとすること。）
- イ 洗剤および洗浄器具等：１式

※その他、必要な付属品が発生した場合は仕様書に明記すること。

(3) その他

- ア 製作を開始する前に、詳細を協議すること。
- イ 製作途中で不明な点などがあつた場合は協議すること。

5 基本デザイン図
別紙１のとおり

6 製品保証

正常な使用状態での破損、故障については、納品日から半年間は無償で修理を行うこと。

7 想定スケジュール

協会が予定しているスケジュールの目安は、次のとおりである。詳細なスケジュールについては、協会と受注者が協議の上、決定する。

日程	内容
令和７年８月	契約締結・業務着手
～令和７年１１月初旬	着ぐるみ製作完了
令和７年１１月	着ぐるみの利用開始

8 その他

- (1) 本業務の実施に当たり、関係法令、規則等を遵守すること。
- (2) 受託者は、本業務において知り得た情報を本業務の目的以外に使用し、又は第三者に開示し、若しくは漏えいしてはならないものとし、そのために必要な措置を講じること。また、業務終了後も同様とする。
- (3) 業務に当たり製作した成果物の著作権は、全て協会に帰属する。
- (4) 受託者は、業務を一括して第三者に委託することはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認めるときは、その一部を再委託又は請け負わせることができる。
- (5) 本仕様書の定めのない事項又は疑義が乗じた場合は、協会と速やかに協議を行い、決定するものとする。